

第 22 号

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議する。

平成 27 年 9 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第2条中「兵庫県」の右に「，奈良県」を加える。

第4条第1項第7号イ中「調理師法第3条第1項」を「調理師法第3条」に改め，同条第2項中「事務のうち」の右に「，同項第1号（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを」を加える。

第8条中「36人」を「39人」に改める。

別表総務費の部から事業費の部までを次のように改める。

総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県，鳥取県，徳島県，京都市，大阪市，堺市及び神戸市	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県，鳥取県，徳島県，京都市，大阪市，堺市及び神戸市	均等割（これにより難しい事務に係る経費にあつては，広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10

事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 徳島県, 京都市, 大阪市, 堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 鳥取県, 徳島県, 京都市, 大阪市, 堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割 (文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては, 均等割) 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 和歌山県, 鳥取県, 徳島県, 京都市, 大阪市, 堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては, 第1次産業就業者数割 10分の10)
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 和歌山県, 鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 和歌山県, 鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 和歌山県, 鳥取県, 徳島県, 京都市, 大阪市, 堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 和歌山県, 徳島県, 京都市, 大阪市, 堺市及び神戸市	人口割 10分の10

	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，徳島県，京都市，大阪市，堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあつては，均等割） 10分の10
事業費のうち，この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあつては，負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。			

附 則

この規約は，総務大臣の許可のあった日から施行する。

提案理由

地方自治法第291条の3第1項の規定により，関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり，同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。